

あかし 議会だより

No. **128**

3月定例会号

— 2023.5 —

◇発行／厚 岸 町 議 会
◇編集／議会広報特別委員会



厚岸消防団第4分団庁舎と大型防災備蓄倉庫が整備され、新しい消防自動車が配備されました。

● 第1回定例会

- * 決まったことから P2～P3
- * 新年度予算 P4
- * 補正予算 P5
- * **町政を問う ～一般質問～** P6～P11
- 厚生文教常任委員会視察報告 P12
- 議長室から P13
- 議会の動き P14

一般質問者

- ・ 南 谷 健 議員
- ・ 室 崎 正 之 議員
- ・ 石 澤 由紀子 議員
- ・ 竹 田 敏 夫 議員
- ・ 大 野 利 春 議員
- ・ 金 子 勇 議員

令和5年 第1回 定例会

第1回定例会は、去る3月8日招集され、8日間（休会日2日を含む）の会期で行われました。

6名が一般質問で町政全般についてたどしました。

決まったことがら

発議

厚岸町議会委員会条例の一部改正

議会だよりを発行している広報特別委員会を常任の委員会にするための改正について可決しました。（全会一致）

厚岸町議会の個人情報の保護に関する条例の制定

地方公共団体に適用される個人情報保護制度の規定となる個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されるが、改正後の法律においては、議会は規律の適用対象から除外されることになったことから、自立的な措置を講じる必要があるため、新たに厚岸町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について可決しました。（全会一致）

条例

厚岸町事務分掌条例の一部

改正

令和5年4月1日付けで新型コロナウイルスワクチン接種対策室を廃止するための必要な改正について可決しました。（全会一致）

厚岸町デマンドバス条例の一部改正

厚岸町が運行するデマンドバスの運行ルートを変更するための必要な改正について可決しました。（全会一致）

厚岸町国民健康保険税条例の一部改正

北海道から示された令和5年度の「国民健康保険事業費納付金」及び「標準保険料率」を基に、厚岸町国民健康保険税条例の保険料率の改定を行うための必要な改正について可決しました。（全会一致）

厚岸町子ども・子育て会議条例の一部改正

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い必要な改正について可決しました。（全会一致）

厚岸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を

定める条例及び厚岸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」及び「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」が、令和5年4月1日から施行されることに伴い必要な改正について可決しました。（全会一致）

厚岸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い必要な改正について可決しました。（全会一致）

厚岸町国民健康保険条例の一部改正

出産育児一時金の額を8万円引き上げ、48万8千円とする健康保険法施行令の一部を改正する政令が、令和5年4月1日から施行されることに伴い必要な改正について可決

しました。（全会一致）

厚岸町道路占用料徴収条例の一部改正

道路法施行令の一部を改正する政令が、令和5年4月1日から施行されることに伴い必要な改正について可決しました。（全会一致）

厚岸町営住宅管理条例の一部改正

老朽化に伴い、新たに入居者の募集を行わないこととした、有明団地の一部と宮園団地の一部の用途廃止を行うため、厚岸町営住宅管理条例の改正について可決しました。（全会一致）

厚岸町海事記念館条例の一部改正

博物館法の一部を改正する法律が、令和5年4月1日から施行されることに伴い、博物館事業に博物館資料に係る電磁的資料を作成し、公開すること及び学芸員その他の博物館事業に従事する人材の育成・研修を行うことなど必要な改正について可決しました。（全会一致）

厚岸町再編訓練移転等交付金基金条例の制定

厚岸町に交付される再編関連訓練移転等交付金を財源として、子育て支援対策に係る0歳児から2歳児までの保育料助成事業を継続的かつ安定的に行えるようにするため、厚岸町再編訓練移転等交付金基金条例の制定について可決しました。
(全会一致)

厚岸町個人情報保護に関する法律施行条例の制定

地方公共団体に適用される個人情報保護制度の規定となる個人情報保護の保護に関する法律の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、厚岸町個人情報保護条例を廃止し、新たに法の施行に必要事項を定める厚岸町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について可決しました。
(全会一致)



町道真龍神社通り歩道整備

に関する請願書

令和4年12月7日開会の第4回定例会において、総務産業常任委員会に付託された本請願については、委員長報告で採択が報告され、本会議において「採択」と決定しました。
(全会一致)



人権擁護委員候補者の推薦

中井勝之氏、遠田恵子氏の推薦があり適任としました。
(全会一致)



閉会中の継続調査申出書

総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会及び議会運営委員会から、令和5年4月30日までの閉会中における継続調査の申し出があり、承認しました。

各委員会の調査事項は次のとおりとなっています。

総務産業常任委員会

(1) 総務及び防災に関する事項

(2) 財政及び税に関する事項

(3) 財産に関する事項

(4) 商工・労政及び観光に関する事項

(5) 農業、林業、畜産及び水産業に関する事項

(6) 土木、建築及び都市計画に関する事項

(7) 出納に関する事項

(8) 他の常任委員会の所管に属しない事項

厚生文教常任委員会

(1) 国民健康保険に関する事項

(2) 介護保険に関する事項

(3) 民生及び福祉に関する事項

(4) 保健衛生及び生活環境に関する事項

(5) 上下水道に関する事項

(6) 学校教育、社会教育及び生涯学習に関する事項

(7) その他厚生及び文教に関する事項

議会運営委員会

(1) 議会運営に関する事項

(2) 議会の会議規則・委員会に関する条例等に関する事項

(3) 議長の諮問に関する事項

(4) その他本委員会所管に関する事項

各常任委員会の活動状況

〔令和5年1月1日から令和5年3月31日まで〕

総務産業常任委員会

第1回（1月30日）

① 農業生産資材高騰支援給付金の事業実績

② 町道真龍神社通り歩道整備に関する請願書

③ 町内所管事務調査結果報告書

第2回（2月7日）

① 町道真龍神社通り歩道整備に関する請願書

第3回（2月15日）

① 組織機構の変更

② 町営牧場の施設整備計画

③ 町道真龍神社通り歩道整備に関する請願書

④ 閉会中の継続調査申出書

第4回（2月27日）

① 町道真龍神社通り歩道整備に関する請願書

厚生文教常任委員会

第1回（2月24日）

① 令和5年度学校給食費の額
② 令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果
③ 令和5年度保健福祉課の新規・拡充事業
④ 条例の一部改正
⑤ 新型コロナウイルスワクチン予防接種の健康被害
⑥ 組織機構の変更
⑦ 厚岸町国民健康保険条例の一部改正案の概要
⑧ 厚岸町国民健康保険及び後期高齢者医療の改正概要
⑨ 道外行政視察報告書
⑩ 閉会中の継続調査申出書



議決

工事請負契約の変更

床潭末広間道路5工区擁壁新設及び道路改良工事の請負金額を7975万円から8248万9千円へ変更することについて可決しました。
(全会一致)

令和5年度 各会計予算の主な内容

一般会計

(単位：千円)

投資的経費（事業費 1,000万円以上）			負担金補助及び交付金（経常経費で金額 100万円以上）			
区 分	事 業 名	事業費	区 分	交 付 団 体 名 等	金 額	
総 務 費	役場庁舎非常用発電設備整備事業	192,335	総 務 費	釧路町村会	2,580	
	厚岸情報ネットワーク整備事業	15,605		地方公共団体情報システム機構	2,141	
	厚岸情報ネットワーク共聴巻き取り整備事業	22,000		北海道市町村備荒資金組合	5,000	
	総合行政情報システム整備事業	64,180		空家等除却促進補助金	10,000	
	厚岸情報ネットワークセンター設備整備事業	12,298		空家等活用促進補助金	1,500	
民 生 費	保健福祉総合センター設備整備事業	12,188		まちおこし補助金	2,000	
	特別養護老人ホーム心和園備品整備事業	31,885		移住支援金	3,200	
	片無去地区集会所整備事業	10,241		移住定住促進補助金	3,900	
	末広地区集会所整備事業	16,078		結婚新生活支援補助金	5,700	
衛 生 費	生活排水処理施設整備事業	11,000		地域おこし協力隊隊員活動費助成	2,340	
	中山間地域等直接支払事業	56,552		地域おこし協力隊起業等助成	1,000	
農林水産業費	多面的機能支払交付金事業	13,158		民 生 費	釧路・根室広域地方税滞納整理機構	4,673
	新規就農者誘致奨励事業	13,666			選挙運動用自動車公費負担金	2,904
	矢白別演習場周辺農業用施設等整備事業（浜中町農業協同組合）	28,847			公営ポスター作成公費負担金	2,560
	矢白別演習場周辺農業用施設等整備事業（釧路太田農業協同組合）	156,084			保健福祉総合センター・健康広場施設維持管理費負担金	1,749
	町営牧場整備事業	25,084			民生委員児童委員協議会	3,201
	町営牧場管理用機械整備事業	23,750			社会福祉協議会	30,328
	道営大別地区公共牧場草地整備事業	23,750			社会福祉センター運営費	2,004
	水利施設等保全高度化事業	112,010			社会福祉センター大規模改修借入返済助成	4,243
	道営釧路太田地区草地整備事業	23,250			社会福祉センター増改築借入返済助成	2,153
	トライベツ取水場整備事業	16,930	子ども発達支援センター		3,500	
	民有林振興対策事業	10,843	地域活動支援センター運営費		5,488	
	道営林道別寒辺牛2号線開設事業	18,500	敬老会		6,590	
	造林事業	50,908	介護保険利用者負担軽減措置		1,390	
	赤潮対策緊急支援事業	24,483	北海道後期高齢者医療広域連合		121,026	
	商 工 費	厚岸味覚ターミナル整備事業	16,214		衛 生 費	各自治会助成
子野日公園整備事業		39,050	自治会活動活性化助成			3,000
原生花園あやめヶ原整備事業		44,363	地方バス路線助成			10,817
末広海岸広場整備事業		10,241	施設型給付費負担金			46,405
町道歩道整備事業		28,988	公衆浴場経営助成			1,060
土 木 費	町道舗装整備事業	73,743	釧根広域救急医療確保負担金			1,842
	橋梁長寿命化整備事業	13,400	厚岸郡救急医療確保負担金	19,929		
	太田片無去間道路整備事業	40,000	産後ケア事業利用料助成	1,716		
	床潭末広間道路整備事業	206,671	出産応援金	3,750		
	太田2号道路整備事業（令和5国債）	11,896	子育て応援金	2,750		
	実験所道路路面整備事業	45,000	子どもインフルエンザワクチン予防接種費用助成	1,181		
	太田2号道路防雪柵整備事業	20,084	水道事業会計補助金	38,566		
	トライベツ地区町道法面整備事業	36,084	病院事業会計負担金	388,000		
	桜通り地すべり対策整備事業	40,300	別寒辺牛川・ホマカイ川流域環境保全協議会	1,000		
	住の江町通り整備事業	13,084	釧路広域連合	45,280		
	大規模盛土造成地内町道整備事業	23,584	農林水産業費	野生鳥獣被害対策協議会		4,131
	別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業（令和4国債）	120,960		北海道漁港漁場協会		1,259
	別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業（令和5国債）	28,600		厚岸港まつり協賛会（町民花火大会船借上料分）		1,320
	町営住宅白浜団地整備事業	11,990		日本水難救済会厚岸救難所		1,100
	町営住宅奔渡団地整備事業	22,176		漁業近代化資金利子補給		2,921
町営住宅宮園団地整備事業	11,913	衛生管理型漁港施設負担金		2,207		
簡易指令台整備事業（釧路東部消防組合）	21,473	全国豊かな海づくり大会推進あつけし実行委員会		8,460		
消 防 費	消防自動車整備事業	80,351	商 工 費	商工会	13,649	
教 育 費	スクールバス整備事業	11,772		小規模商工業者設備近代化資金保証料	1,012	
特別会計・企業会計（事業費 1,000万円以上）（単位：千円）				中小企業融資利子補給	2,937	
簡易水道事業特別会計				中小企業融資保証料	5,535	
区 分	事 業 名	事業費		ハッピープライダル奨励費	1,000	
水道事業費	太田・片無去地区配水管等整備事業	30,912		特産品等開発助成	5,000	
	上尾幌地区配水管調査事業	20,456		厚岸観光協会	11,650	
下水道事業特別会計			観光プロモーション実行委員会	3,885		
区 分	事 業 名	事業費	アウトドア体験費補助金	1,060		
下水道事業費	公共下水道工事費	16,157	アウトドアガイド育成補助金	2,916		
水 道 事 業 会 計			緊急経済対策中小企業資金融資利子補給	9,305		
区 分	事 業 名	事業費	土 木 費	住宅省エネ・バリアフリー改修補助金	1,000	
建設改良費	送配水管布設替等事業	41,960		住宅新築助成	10,000	
	設備整備事業	27,500		住宅リフォーム助成	8,000	
	上水道地区地下水源調査委託業務等	25,550		住宅耐震改修補助金	1,300	
	メーター設備費（検漏）	47,633	釧路東部消防組合	384,074		
病 院 事 業 会 計			消 防 費	自主防災組織活動活動発化助成	3,300	
区 分	事 業 名	事業費		通学バス定期券購入助成	4,296	
建設改良費	1階待合室外調機改修工事	20,735	教 育 費	町立教育研究所	1,550	
	エレベーター2号機改修工事	20,350		小学校学校給食費助成	12,406	
	器械備品購入費	63,415		中学校修学旅行費助成	1,536	
				中学校学校給食費助成	7,569	
		文化振興助成		1,500		
				スポーツ振興助成	1,500	

補正予算

令和4年度 3月補正予算の主な内容（補正額 300万円以上）

（単位：千円）

項 目	補 正 前 予 算	今 回 補 正	補 正 後 予 算
一般会計（6回目）			
財政調整基金		99,900	
減債基金積立金		400,000	
地域づくり推進基金積立金		115,023	
特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金積立金		63,605	
再編関連訓練移転等交付金事業基金		11,359	
結婚新生活支援補助金		△ 4,200	
障害者（児）介護・訓練等給付障害児通所給付費		△ 3,989	
老人保護措置費		△ 4,107	
生活改善センター改築事業		△ 10,233	
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付（価格高騰緊急支援）		△ 9,600	
非課税世帯等物価高騰対策給付金給付		△ 4,007	
児童福祉施設型給付費負担金		△ 10,662	
児童手当		△ 4,590	
日本脳炎ワクチン予防接種委託料		△ 3,124	
病院事業会計負担金		30,414	
病院事業会計補助金		151,665	
子ども医療費		△ 8,377	
新型コロナウイルスワクチン予防接種業務委託料		△ 3,300	
環境保全基金積立金		7,600	
電気自動車等整備事業		17,499	
釧路広域連合		△ 3,770	
水利施設等保全高度化事業		△ 18,678	
町営牧場消耗品費		7,554	
きのこ菌床センター燃料費		3,674	
厚岸観光協会補助金		△ 3,351	
観光案内看板整備事業改修補修工事費		△ 19,247	
大規模盛土造成地変動対策		△ 3,525	
町道舗装整備事業		△ 11,539	
床潭末広間道路整備事業道路改良舗装工事費		△ 17,511	
下水道事業特別会計繰出金		7,467	
住宅新築助成		△ 6,400	
住宅リフォーム助成		△ 3,482	
町営住宅奔渡団地整備事業改修補修工事費		△ 7,964	
厚岸消防団第4分団庁舎整備事業（釧路東部消防組合）		△ 10,538	
大型防災備蓄倉庫整備事業		△ 11,825	
神岩チャシ跡堅穴群模型整備事業模型制作委託料		△ 7,026	
多目的屋内スポーツ施設整備事業		△ 13,607	
歳入・歳出の総額	10,994,662	687,327	11,681,989
一般会計（7回目）			
歳入・歳出の総額	11,681,989	22,430	11,704,419
国民健康保険特別会計（3回目）			
療養給付費		△ 32,885	
高額療養費		△ 4,467	
国民健康保険財政調整基金積立金		8,788	
国民健康保険災害等臨時特例補助金返還金		△ 23,545	
歳入・歳出の総額	1,397,521	△ 56,764	1,340,757
簡易水道事業特別会計（3回目）			
歳入・歳出の総額	118,382	△ 217	118,165
下水道事業特別会計（3回目）			
終末処理場整備事業改修補修工事費		4,840	
歳入・歳出の総額	708,355	2,867	711,222
介護保険特別会計（3回目）			
居宅介護サービス給付費		△ 65,568	
居宅介護サービス計画費		△ 3,675	
特定入所者介護サービス費		△ 7,102	
介護給付費準備基金積立金		32,847	
歳入・歳出の総額	1,215,631	△ 51,607	1,164,024
後期高齢者医療特別会計（3回目）			
歳入・歳出の総額	157,471	△ 1,087	156,384
介護老人保健施設事業特別会計（3回目）			
歳入・歳出の総額	81,316	4,465	85,781
水道事業会計（3回目）			
収益的支出の総額	276,856	1,549	278,405
病院事業会計（2回目）			
収益的支出の総額	1,290,463	29,191	1,319,654

国定公園誕生3年目 交付金を活用した取組は

令和5年度は末広海岸展望広場に擬木転落防止柵の整備と、あやめヶ原の末広側に1350メートル擬木柵を整備します。令和6年度は東側1000メートルの擬木柵整備。令和7年度主園路の木柵整備と老朽化した中央展望台と歌碑の解体工事を予定。



南谷 健 議員

令和5年度事業について

固 カーボンニュートラル実現に向け、どのような目標を掲げ、どのような取組をしますか。

固 厚岸町は2050年までに二酸化炭素排出量ゼロを目指すゼロカーボンシティを表明。厚岸町再生可能エネルギー導入目標計画に基づき令和5年度は、厚岸町地球温暖化対策実行計画区域施策編を策定し具体的目標を設定します。

5年度の具体的な取組は、役場庁舎で太陽光発電設置事業者から電力購入を開始するほか、会議室等のLED化と電気自動車2台、プラグインハイブリッド車1台の公用車を導入。令和6年度温水プールに整備予定の木質バイオマスボイラーの実施設計に着手します。企業や家庭を含めた取組は、再生可能エネルギーの導入、省エネルギー化推進、緑化推進のほか廃棄物排出量の削減やリサイクル率向上など循環型社会の形成に向けた取組を加速させます。

固 廃船処理の事業概要とプラスチックの処理方法は。

固 漁組が事業主体となり総

町有施設の電気料及び燃油高騰の実態は

事業費は1578万円で80隻を予定（船外機船68隻・ディーゼル船12隻）地域づくり総合交付金を活用し、道が2分の1残りを町と漁組及び受益者が3分の1ずつ負担します。プラスチック廃船の処理方法は、所有者が事前清掃を行い、最終的に指定産廃業者が、一部リサイクルのほか埋設、焼却により処理します。

固 病院や水道を含めた町有施設の電気料と燃油代は令和4年度と令和5年度の当初予算ベースでどの様になっていますか。また、各々大幅アップになっていますが、その財源などの影響と対策は。

固 電気料金は3733万5千円の増額、施設に係る燃油代は1297万1千円の増額となりました。（別図参照）

影響と対応策については、電気料金と燃油代の合計額は5030万6千円の増額となり、影響を受ける財源は財政調整基金を取り崩し対応しています。今後も価格高騰が見込まれるため、必要財源確保を図るとともに厚岸町環境マネジメントシステムに基づき、適

公共施設電気料及び燃油代比較表

単位：千円

会 計 名	区 分	R4 当初予算	R5 当初予算	R5-R4 比 較
一般会計 (役場庁舎ほか49施設)	電気料	91,293	112,458	21,165
	燃料代	53,325	65,254	11,929
簡易水道・下水道事業 (太田浄水場ほか23施設)	電気料	25,360	30,234	4,874
	燃料代	129	142	13
水道事業 (厚岸浄水場ほか15施設)	電気料	18,696	23,123	4,427
	燃料代	190	286	96
病院事業 (町立厚岸病院)	電気料	18,946	25,815	6,869
	燃料代	23,418	24,351	933
区分別小計	電気料	154,295	191,630	37,335
	燃料代	77,062	90,033	12,971
合 計		231,357	281,663	50,306

尾幌酪農ふれあい館の運営について

切な使用を徹底し、使用節減に努めます。

固 尾幌自治会は住民の健康増進を図るべく、多目的ホールを利用し、特に冬期間の運動不足解消など施設利用要望があります。大変有意義な事でありますが、1時間当たり550円の施設利用料がネックとなっており何らかの対応が必要では。

固 尾幌自治会より尾幌酪農ふれあい館を利用したウォーキング運動などを、自治会の健康増進事業として実施することと、その使用料免除の要請文書が提出され、これを受けて、厚岸町農業農村活性化施設条例の第8条「町長が公益上必要と認めた場合の使用料免除」と「町長が別に定める公共団体が使用する」規定を適用し、尾幌自治会から要請のあった本事業の使用料を免除することとしました。



室崎正之議員

全国豊かな海づくり大会について

本年9月に行われる「全国豊かな海づくり大会」の趣旨・目的について説明を受け、この大会が厚岸町で行われる意義とその趣旨に沿った町の施策について質しました。



◎ 大会の趣旨、目的。

世界的に問題になっている海洋プラスチックゴミ対策などの環境保全に対する意識高揚をはかる。

増養殖技術の向上や地域資源の有効利用、付加価値の向上など様々な取組を紹介する。

将来に亘り持続的に漁業が行えるよう、豊かな海の恵みを次世代に繋ぐ生産者の思いを

全国に向けて発信し、魅力ある地域資源を活かしたイベント、食や自然、独自の文化など「北海道ブランド」を全国にアピールする。

栽培漁業や地域資源の利活用を推し進め、持続的漁業発展と地域の活性化をはかること

とともに北海道独自の歴史や文化の理解促進を基本理念としている。

◎

町が独自に進める大会の趣旨、目的に沿った施策について。

◎ 環境保全について、厚岸町が長く取り組んできた森と海を包含した環境保全施策は、この大会が掲げる基本方針と一致する。

海を守るため漁業者から始まった植樹活動、あつけしクリン作戦、湖内一斉清掃、せつけん購入助成制度等の厚岸町の環境保全の取組を広く発信していく。

また、厚岸霧多布昆布森国定公園の観光を目的として、厚岸町を訪れる多くの観光客に豊かな自然と景観を堪能して頂くためにも、地域が一体となった自然環境の保護施策を推進する。

厚岸町で回収された廃漁網がランドセルに生まれ変わり、厚岸の子供達の元に帰ってくるというプロジェクトを通じて環境教育をより強く展開すると共に、毎年漁業者自らが行う湖内一斉清掃における海岸漂着ゴミや操業中の漂流・海底ゴミの回収の取組を支援していく。

近年の研究により海中で粉砕された、マイクロプラスチックや顕微鏡レベルのナノプラスチックが生物に化学物質と同様の甚大な影響を与えていることが明らかになってきている。プラスチックゴミの海の生き物への影響の理解を求め、対策を推進し、なお一層効果のある廃棄物対策のあり方につき検討を進める。

ゴルフ場については農業による環境負荷の懸念を払拭すべく、公害防止協定を締結している。

水産業の持続的発展については、栽培漁業を推進し、都市部との多様な交流や連携により地域の活性化を図る。

赤潮により被った被害の早期回復に向け、ウニ種苗の試験放流と追跡調査、海洋環境モニタリングなどの支援を関係機関と連携し資源回復に取り組む。

今後厚岸町の水産業は沿岸漁業を中心とした体制にシフトしていくものと考えられる。カキ、アサリの安定的生産のため支援体制の充実を図る。この大会は「北海道ブランド」の魅力発信をうたうが、厚岸町では水揚げから出荷、流通段階までの厳しい品質管理

理に裏打ちされた「厚岸町ブランド」の知名度向上のため、この体制継続を図り、衛生管理講習会や関連情報の迅速な提供を行っていく。

文化の発信という観点から、町の無形文化財である「厚岸かぐら」を開会式で演舞し、「歴史の町あつけし」を全国に発信する。

◎ この大会に合わせて厚岸町が新たに行う事業は何か。

◎ 大会実行委員会が主催する「地球環境や海洋プラスチックゴミに関連したシンポジウム」や「海づくりフェスタ」の運営協力、海にちなんだ写真展、海にまつわる講演会や映画の上映会、旧消防庁舎を利用したシャッターアート、廃棄漁網をリサイクルしたランドセルの購入助成、漁港環境整備のための廃船処理事業のほか、記念事業として厚岸町クリーン作戦、町民の森造成事業、海の作品展等を予定している。

なお、大会式典では道内の栽培漁業やブランド化の取組事例について漁業者や高校生のレポートにより紹介するほか、厚岸小学校児童によるマツカワカレイの栽培漁業体験学習の様子を紹介する。

消費税インボイス制度について

免除事業者との取引が、登録番号を取得できないという理由から打ち切られることはおかしいと思うがについては、一般会計については消費税法第60第6項の規定により、納入業者や業務委託、工事請負業者などに対してインボイスの発行は求めない。



石澤由紀子 議員

消費税インボイス制度について

○ 消費税インボイス制度が本年10月1日から実施されようとしている。これにより、町も事業者も忙しい中、人手が割かれ、事業者の業務の負担、経費の負担も増えることが予想され、事業廃業を視野に入れる事業者もいる。厚岸町民の暮らしと経営を守るために、インボイス制度の延期中止の申し入れを国に対して行つべきと思うがどうか。

○ 本年10月1日の制度開始から令和11年10月までの6年間、免税事業者からの仕入れに係る税額控除の経過措置が設けられているところだ。現在、厚岸町では、免税事業者からのインボイスの延期や中止を求める要望はないと経済産業団体から聴いているので、現段階において、延期・中止を求める考えはない。

○ 役場における各会計の事前準備事務作業の進捗状況はどうなっているか。各会計での登録番号の取得状況はどうなっているのか。

○ 昨年6月に企業会計を併せた全会計において、インボイス対応が必要な収入の精査を行っており、システムの改修が必要なものについては、制度開始前の本年9月30日までに必要な改修を終える予定になっている。

○ 免税事業者との取引はどうなるのか。

○ 簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計など各会計についてはインボイスが必要になる。

マイナンバーカードについて

○ マイナンバーカードの取得は個人の自由であるとしておきながら、カード普及率の高い地方自治体の地方交付税を増やすなどの競争をさせ、カード取得を強制しているかのような国の政策に疑問を感じるがどうか。

○ マイナンバーカードの交付率が高いほど、マイナンバーカードを活用した取組に係る財政需要が多く生じるためとのことであり、カード取得を強制するものではないと認識している。



マイナンバーカード

○ マイナンバーカードによって、地方自治体を持つ個人情報と国や民間の情報が関連づけられれば、所得や資産・教育や健康状態はもとより、思想・信条・交友関係・行動履歴などのプライバシーがまるごと国に握られることになる。サイバー攻撃も刻々と進化しており、個人情報情報が漏洩する危険性がある。町ではマイナンバーカードの取得を町民に対してすすめているが、もしマイナンバーカードの情報が漏洩した場合、町が責任を取れるのか。

○ 町では、情報漏洩対策として、マイナンバーを取り扱うシステムの分離や操作する

職員を限定するなど、必要な対策を講じており、今後も対策の一層の強化に努める。

○ マイナンバーカードの健康保険証利用が可能とのことだが、紙の保険証も発行されると聞く、業務が煩雑になることが予想されるが、町はそれに対応できるのか。

○ 資格確認書の具体的な事務手続き等は現在のところ示されていない。国や道の通知に基づき適切に対処していく。

矢別演習場における米海兵隊実弾射撃訓練について

○ 米海兵隊の訓練移転目的は、沖縄県道越えの射撃訓練と同質同量であることが、矢別演習場周辺住民への約束であったと記憶している。演習の規模も中身も年々拡大されてきているが、そのことについてどう思うか。

○ 国による防衛政策としての訓練は不可欠であると理解する一方で、事故の発生や騒音、振動等に対する不安があるものと認識しており、安全確保と不安解消が図られるよう要請していく。



竹田敏夫議員

町の補助金制度について

今まで住宅（共同住宅）が対象でしたが、店舗・事務所まで現行制度を改正し令和5年4月1日より拡充支援します。

住宅リフォーム・新築支援制度は工事完了の期間の制限を取り払う改正を令和5年3月2日から行った。

切れ目のない受付が可能という答弁を引き出す。

町としては、合併処理浄化槽及び水洗便所の更なる普及促進を図ることを目的に現行制度を改正し、令和5年4月1日以降の申請より、補助対象を国や地方公共団体以外の

図 現制度での対象者については、それぞれの制度における区域内の住宅の所有者又は使用者となっており、共同住宅も対象となっておりますが、国や地方公共団体、各種法人、団体等が所有する建物のほか、事務所など、営業を営むための建物については、対象外としております。

図 厚岸町合併処理浄化槽設置補助金交付規則で一般住宅限定から事務所、共同住宅（アパート）などの施設にも、設置拡大する取組及び、年度内の受付期間・工事期間の規定の見直しについて伺います。

また、年度内の受付期間・工事期間の規定については、住宅に設置する合併処理浄化槽及び水洗便所は、国庫補助金の交付対象であるため、国の補助金交付規則等により原則、工事の着手前に補助金の交付申請を行い決定を受ける必要があることと、交付決定を行った国の会計年度内に実績報告を提出する必要があるため、町への実績報告や現地完了検査の日数を考慮すると、2月末までに完了させる必要があることから、期間の見直しは考えておりません。

なお、令和5年度から実施しようとする店舗及び事務所などの住宅以外の施設については、町単独の補助事業となるため、対象となる工事について、補助事業の対象の可否を事前に確認することで、工事終了後に補助金の交付申請を受けるとするため、切れ目のない申請期間を可能とする制度として令和5年度から実施する予定であります。

店舗や事務所などの建物にも拡充し支援してまいりたいと考えております。

図 厚岸町住宅リフォーム支援助成金交付、厚岸町住宅新築支援助成金事業及び新築資金貸付金利子助成交付事業の簡素化の見直し、年度内の受



合併処理浄化槽

間が生じていましたが、工事完了の期間の制限を取り払う改正を令和5年3月2日付けで行ったところで、現在は、切れ目のない受付をすることが可能となっております。

図 申請等に係る提出書類の簡素化については、住宅リフォーム支援助成については行っておりませんが、住宅新築支援助成金及び新築資金貸付金利子助成については、令和4年4月1日から交付要綱を改正し、それまで、別々に行っていた手続きについて、様式等を統合することで、すでに簡素化を図っております。

また、年度内の受付期間、工事期間の規定の見直しについては、厚岸町住宅リフォーム支援助成金交付要綱と厚岸町住宅新築支援助成事業及び新築資金貸付金利子助成金交付事業実施要綱においては、これまで利用申込みがあった年度内に工事を完了し交付申請を行う必要があったため、年度末での受付が出来ない期間が生じていましたが、工事完了の期間の制限を取り払う改正を令和5年3月2日付けで行ったところで、現在は、切れ目のない受付をすることが可能となっております。

災害対策について

太田活性化施設「らくとぴあ」に災害時用の大型発電機が必要と思うがの質問に対し、今後避難所等における非常用電源の確保に関する全体の施策の中で改めて検討していきたい。



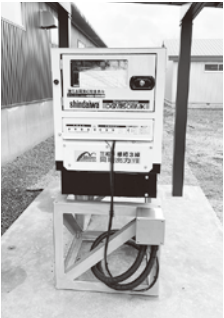
大野利春議員

災害対策について

問 太田活性化施設「らくとぴあ」に災害用大型発電機が必要と思うが町はどのように考えているか。

答 太田活性化施設は、津波浸水想定区域外に位置する湖北地区の主要な指定避難所の1つであり、現在は小型の発電機1台を備えているが、必要電力を十分確保することはできないものと考えている。

太田活性化施設を含めた各避難所や防災拠点等への発電機の配備のほか、大型発電機や外部給電が可能な電気自動車保有している事業者から、災害時に優先的に貸与を受けられるよう災害時協定を締結するなどの取組を進めてきたが、依然として課題であると考えているので、太田活性化施設への大型発電機の整備における非常用電源の確保に関する全体の施策の中で、改めて検討していきたい。



非常用発電機

町の財源確保対策について

問 令和5年度の町民税の見通しはどのようになっているか。

答 個人町民税については、令和5年1月1日時点で町内に居住されている方に対し、令和4年中の所得に応じて課税されるが、令和4年中の町内の経済状況は、長引くコロナ禍による売上高への影響、サンマなどの不漁、さらには円安や国際情勢の影響を受けての燃油価格や物価、電気料金等の高騰に加え、農業では飼料価格等が高騰しており、個人事業者・法人事業者にとって大変厳しい年であった。

このため、令和5年度の個人町民税の予算額は、漁業、農業、商業などの事業所得の減少を見込み、令和4年度の決算見込額から2719万円、6.3パーセント減となる4億380万5千円を計上し、法人町民税は622万9千円、8.7パーセント減となる655万8千2百円を計上しており、前年度よりも減収の見込みとなっているが、今後も適正な課税と徴収努力により、財源確保に努めてまいります。

問 ふるさと納税について、他市町村は倍増していると話を聞くが、厚岸町はどのような対策を考えているか。

答 令和4年度のふるさと納税寄附状況は、令和5年2月28日現在で8億9307万5400円の寄附が寄せられている。当町のふるさと納税に対する取組は、返礼品の取扱を開始以来、担当者が各事業所を訪問し、返礼品協力事業者の新規拡大や、令和4年10月からは厚岸町の旬な観光情報や地域の魅力を発信し、観光プロモーションと併せたふるさと納税のPRをすることで地域産業の活性化とふるさと納税のさらなる拡大を図るため、一般社団法人厚岸観光協会へ業務の一部委託をした。今後も寄附者の満足度向上を図り、関係人口の創出・拡大に繋げるため、返礼品協力事業者と連携し、より一層の返礼品の充実や首都圏などへのプロモーションのほか、SNSやメールマガジンを通じて旬な話題の提供などに取り組んでいきます。

ヒグマ対策について

問 未だに「オソ18」が捕獲されていない。令和5年度の

町営牧場の育成牛管理は昨年同様なのか。他に何か対策はあるのか。またこれから出沒時期になるので町民への注意喚起が重要であると考えているかどうか。

答 令和3年度に厚岸町で被害をもたらしたヒグマは関係機関の努力も及ばず、未だ捕獲されていない。令和5年度の町営牧場の育成牛管理は昨年と同様、電気柵を設置するとともに、放牧地の不足分は舎飼いを併用するなどして、預託希望牛の受入れを実施する。

なお、令和5年度予算において5500メートル電気柵を増設し、さらなる放牧地を確保していく。

問題のヒグマは、厚岸・標茶両町だけでは対応が困難であり、北海道の依頼により「NPO法人南知床・ヒグマ情報センター」が昨年2月から捕獲に向けた体制を整えている。「オソ18」を含めたヒグマの注意喚起については、今後も出沒場所に応じて、自治会への連絡のほか、防災無線やIP告知端末を活用して、住民への周知を徹底するほか、クマ出沒注意看板の設置などを行っていく。



金子 勇 議員

きのこ産業について

厚岸町は、条例や規則にない事案を適切に対応しているのか。担当者が変わる度に対応が変わっていないか。特定の人間だけに対応を変えていないのかなどをきのこ産業の事例を基に問います。

ルールにない菌床の生産について

問 平成31年2月22日に菌床センターで、本来作れない菌床を製造し、結果、他町の生産者の手に渡ってしまった。これにより町は、業界からの信用を失ってしまったと思うが、どうしてこのような事が起きたのか。

答 過去に町内の生産者から、通常生産している品種とは異なるしいたけ菌床の試験製造の依頼があった。施行規則に試験栽培を行う場合に特定の菌種しか製造できない規定はないものの、技術協力企業へ経緯を伝え、理解をいただいた。業界からの信用を失うという状況には至っていないが、持込まれた菌床による試験製造を安易に引受け、不適正といわざるを得ません。本事案を真摯に受け止め、適正な業務執行に努めている。

問 協力企業のライバル企業の種を使ったことに関してどう思うか。

答 生産者から持込まれた種は、何の種かを伝えられず、生産してしまった。本来あってはならない事案であった。

問 生産者がセンターに種を持ち込み、それを町が作ってしまったという認識で良いか。

答 そのとおりです。

問 今回、本来作れない種で、菌床を作らせた生産者は、長年キノコに関わり、事情に詳しいので、悪意があったと思われるが、いかがですか。

答 試験を依頼された時、町が意思統一を図るべきだった。その生産者がどのような意図があったかは町として計り知る事はできない。

問 町がこの件で協力企業に謝罪に行ったと聞いているが事実ですか。

答 協力企業側に経緯を説明し、今後のセンターの適正な運営について話をした。

問 私は今回の件は町や担当者が悪いとは考えていないく、今までの町と特定の生産者間の関係性が問題でこういう事が起きている。今回を機会にルールを決めないと、またトラブルになると思う。また、町は新しい生産者を募集しています。その町が担当者が変わるたびにルールを変えるなら、人生を賭け新しくきた人も勝負できないと思うがどうか。

答 条例・規則に基づき適正に運営します。

町外への菌床の販売について

問 菌床センターは町営なのか。

答 で製造した菌床を町民以外は購入できないと思うが、実際は町外の実産者にも菌床を販売している。どのようなルールに基づき販売しているのか。

答 菌床センターは、条例、規則で町外への菌床販売を禁止してはならず、町内生産者の経営を支援するため、技術提供を受けている協力企業に対して菌床の販売をしており、この協力企業が町外の実産者に販売をしている。

問 例えば近隣市町村の方が椎茸栽培を始め、厚岸町の菌床を欲しいとなればどうなるのか。

答 センター建設時に、協力企業と合意書を交わしている。その中で厚岸町の生産者に安く売り支援をする合意書を交わしている。町外に売った駄目ということはない。

問 合意書の存在は聞いていたが、数年前にある生産者が町に開示請求をした。その際、町は存在しないと回答しましたが事実か。

答 誤って書類を破棄してしまい、コピーはあるが原本が無いためそのように回答した。

問 今でも合意書は有効か。

答 双方で見直そうという話をしてはいるがまだ実行はされていない。合意自体は破棄にな

ったという認識はない。

問 このことに限らず何でもオープンにしたい。

答 機密文書扱いにはしていない。

問 協力企業ばかり優遇されていると思うが。

答 何年も地元と協議を重ねこの企業に決めた。永続的なセンターの運営と安い菌床を提供するため今の状況です。

問 町は協力企業とそこまでの関係性があつたにも関わらず、最初の質問の話になるが、ライバル企業の菌床を作ってしまう町が信用を失っているという答弁はおかしいか。

答 理解をいただいたと認識している。

問 生産者が陳情して菌床価格が安くなりましたが、協力企業には陳情価格で売っていたか。

答 そのとおりです。

問 生産者の陳情を受け、町税を使い菌床価格を安くして、陳情価格で協力企業にも菌床を販売し、協力企業が転売して更に利益を得る。そういう事に町税の恩恵を受けさせる関係は考えていただきたい。

答 今後とも適切な施設運営に努めていきたい。

厚生文教常任委員会 先進地行政視察報告

令和4年10月25日(火)

岡山県浅口市

浅口市のアッケシソウ

岡山県浅口市は本州で唯一アッケシソウの自生地を持つ町で、自生地は「アッケシランド」と名付けられ、「アッケシソウを守る会」が中心となり、観察会、環境整備、アッケシソウ祭りと官民挙げてその保護育成に力を入れている。

また、岡山理科大学の星野教授の指導を受け、土壌調査、塩分調査や植物の変遷等の総合的な調査などアッケシソウの成育研究調査を行っている。

DNA分析では北海道とのDNAは一致せず、韓国のもので一致するという研究結果が出ている。

アッケシソウは環境省が指定している絶滅危惧種になっているが、岡山県でも絶滅危惧の1類として分類されている。

アッケシソウを守る会

平成16年2月にアッケシソウが旧寄島町の文化財・天然記念物に指定され、同年7月に「寄島町アッケシソウを守る

会」が設立した。アッケシソウの自生地、保護活動はアッケシソウを守る会の活動で成り立っている。住民組織が主体となっている活動で、スポーツ少年団の会員が朝7時から親子連れで草刈りをし、地元の清掃センターの人がボランティアでバックカー車を持ってきてそれに積み込んでいる。

また、高校生も部活動で参加し、地域のいろいろな団体や企業が活動に参加する様子が見られる。地元市民の協力なしに保護はできない。行政は後方支援をしている。

アッケシソウを守る会では平成23年から広報誌アッケシソウ通信を毎年発行しており、専門家のアッケシソウに関する記事や守る会の活動、市長や市民のアッケシソウに寄せる思いなどの記事が満載で発行されている。

アッケシランド

アッケシソウ自生地は浅口市の南西、瀬戸内海にせり出した寄島干拓地の一角の堤防と遊水池の間にあり、5地区で

形成され、観光的な鑑賞や全体観察のできる地区、木道設置でより近くまで行つて写真を撮ったり、虫眼鏡で見ることができる体験ゾーン、アッケシソウとヨシをそのままにした自生区域に区別している。



アッケシランド

令和4年10月26日(水)
岡山県浅口市
岡山天文博物館・
京都大学岡山天文台

浅口市は夜の晴天率が日本一高い地区である。空気も澄んでおり星の観測に最適な地域とされている。安倍晴明が天体観測を行うためこの地に居住したとの伝承もある。そのため、浅口市及びその周辺地区には大小多くの天文台があり、浅口市の運営する岡山天

文博物館と、国立天文台岡山天体物理観測所、京都大学岡山天文台が同一敷地内に設置されている。

岡山天文博物館

太陽観測室では太陽表面のプロミネンスや黒点の観測ができ、展示室ではシュミット望遠鏡で瀬戸大橋を見ることが出来る。タッチパネル形式で体験型ソフト内蔵の大型モニター、4次元デジタル地球儀のほか、国立天文台岡山天体物理観測所の188センチ反射望遠鏡と主鏡3.8メートルのせいめい望遠鏡の20分の1模型、プラネタリウム光学投影機（先代の投影機を展示している）が展示されている。プラネタリウムは平成30年博物館のリニューアルオープンに合わせて光学式とデジタル式を組み合わせたハイブリッド式投影機 Gemini を導入した。

幼児から小学生を対象にした実験や工作、中学生・高校生を対象に天文・宇宙を学べる大学合同進学説明会、せいめい望遠鏡の特別公開、せいめい望遠鏡の新しい観測装置等の講演会など、博物館活動は質の高い行事が活発に行われており、市民に宇宙を学び天

文に親しんでもらおうと努力されている。



岡山天文博物館前にて

京都大学岡山天文台

平成30年に誕生した東アジア最大となる口径3.8メートルのせいめい望遠鏡の主鏡は、18枚の光学性能が高い扇型の分割鏡で世界初となる「花びら形」を採用している。主鏡で集められた可視光と近赤外線は副鏡でさらに絞られ、分析器に入り、望遠鏡の下の方で観測される。大口径にかかわらず軽く頑丈で、夜空に突然現れる天体も1分程度の時間でその天体に望遠鏡を向けて観測できる。（詳細については視察報告書を御覧ください。議会事務局に御連絡願います。なお、町のHPに掲載しています。）

議長室から



議長 堀 守

このページは、今までの議会広報であり取り上げられてこなかった、議案審議や議会運営委員会、各常任委員会や予算審査特別委員会などでの質疑の中で、皆さんの関心が高そうな案件について、審議の内容等を紹介するページです。

第1回定例会より

(3月8日～14日開催)

「厚岸町議会の個人情報情報の保護に関する条例」を新たに制定しました。これまでは、厚岸町議会に関する個人情報保護について、「厚岸町個人情報保護条例」に実施機関として議会が規定されていません。

しかし、国や地方のデジタル業務改革の進展、官民や地域の枠を超えたデータ活用

の活発化により、団体ごとの個人情報の保護に関する現行法制の違いによる不均衡・不整合を解消するため、個人情報保護制度の見直しが行われることになりました。この見直しにより「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が令和3年5月に公布され、個人情報保護法が改正され、同法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律が個人情報保護法

に統合されました。

これにより各地方公共団体には改正後の個人情報保護法の規定による共通ルールが直接適用されることになりましたが、議会の個人情報の取扱については、国会や裁判所と同様に共通ルールの適用対象から除かれました。

このため、令和5年4月1日に改正後の個人情報保護法が施行された後も、これまでと同水準で町議会の個人情報の保護を目的として、改正後の個人情報保護法との整合性を取りながら、議会の保有する自己を本人とする個人情報の開示や議会事務局の職員や職員であった者等が、正当な理由なく個人情報を提供したとき等の罰則について規定しています。

第3回議員協議会より

(4月5日開催)

議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和について、これまで、普通地方公共団体の議会議員は、当該団体の具体的な請負契約の締結に対する議決等に参加する

ことにより、直接・間接に当該団体の事務や事業に関与するものであるため、議会運営の公正性及び事務執行の適正性を確保するため、当該団体との関係において、地方自治法第92条の2により当該普通地方公共団体との個人の請負が禁止されていました。

しかし、地方自治法の一部を改正する法律が令和5年3月1日に施行され、請負の定義が「業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきものをいう。」と明確化されました。

また、議員個人による請負に関する規制も各会計年度において支払を受ける請負の対価の総額が地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から同法施行令で定める額として300万円と規定され、この額を超えない者を、議員個人による請負に関する規制の対象から除くものと緩和されました。

お知らせ

議会・委員会を傍聴しませんか。

町議会では、議場で行われている本会議や特別委員会だけではなく、3階委員会室で行われる常任委員会も傍聴できます。

委員会の開催日程は町のホームページで確認できますので、みなさん、気軽にお越しください。

議会の動き（各議員の出席状況）

1月19日から4月7日まで

会議種類	開催 期 間	会 議 名 称	開催 日数	議 員 氏 名 (議席順)													
				竹田 敏夫	石澤 由紀子	室崎 正之	音喜多 政東	南谷 健	佐藤 淳一	杉田 尚美	金子 勇	桂川 実	大野 利春	中川 孝之	中屋 敦	堀 守	
本会議	2月 2日	第1回 臨時会	1	欠	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	3月8日~14日	第1回 定例会	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
委員等	1月30日	第1回 議員協議会	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	1月30日	第1回 総務産業常任委員会	1	○	—	—	—	○	○	—	—	○	○	○	○	○	
	2月 2日	第1回 議会運営委員会	1	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	2月 7日	第2回 総務産業常任委員会	1	○	—	—	—	○	○	—	—	○	○	○	○	○	
	2月15日	第3回 総務産業常任委員会	1	○	—	—	—	○	○	—	—	○	○	○	欠	○	
	2月24日	第1回 厚生文教常任委員会	1	—	○	○	○	—	—	○	○	—	—	—	—	○	
	2月27日	第2回 議員協議会	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	2月27日	第4回 総務産業常任委員会	1	○	—	—	—	○	○	—	—	欠	○	欠	○	○	
	3月 6日	第2回 議会運営委員会	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3月 8日	第2回 広報特別委員会	1	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	
	3月 9日	第3回 議会運営委員会	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	4月 5日	第3回 議員協議会	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	4月 7日	第3回 広報特別委員会	1	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	欠	○	

『声の議会だより』を発行しています

議会だよりを朗読・録音し、希望者にテープの貸出をいたします。

お気軽にお申し付けください。

●詳細は、町役場内議会事務局まで
TEL52-3131

あとがき

令和3年5月から令和5年4月までの任期で議会だよりの8回の発行に取り組みました。ご愛顧ありがとうございました。

次号から委員が交代しますが今後ともよろしくお願ひいたします。

令和5年4月

◆議会広報特別委員会委員

委員長 大野利春
副委員長 桂川実
委員 杉田尚美
委員 金子勇
委員 中川孝之
委員 中屋敦